

フランスから日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年3月2日

令和3年1月14日、フランスのロット・エ・ガロンヌ県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、同県から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、下記のとおり輸入が停止されました。

記

1 一時輸入停止措置の対象地域

ロット・エ・ガロンヌ県

2. 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、令和2年12月15日以前にロット・エ・ガロンヌ県においてと殺又は採卵された（2）及び（3）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（令和2年12月15日までに加工、梱包まで終了していることが必要）をフランス政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、令和2年12月15日以前にロット・エ・ガロンヌ県において生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることをフランス政府が証明しているものについては、鳥インフルエンザの観点からは消毒の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き、消毒の対象とする必要があるので留意されたい。